

## 議案第12号

### 鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	略  1件につき7,050円

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(33) 略

(34) 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施 次の表の左欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 (1)・(2) 略 (3) 道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 ア 道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。	略  1件につき7,400円

イ 略	略
2～6 略	略

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき  
1件につき6,700円

(イ) (ア) 以外のとき 1件につき4,050円

イ 略

(35)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき23,100円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
----	----

イ 略	略
2～6 略	略

(34の2) 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対するもの

(ア) 公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき  
1件につき6,650円

(イ) (ア) 以外のとき 1件につき3,650円

イ 略

(35)～(38) 略

(39) 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき23,450円 (次の表の左欄に掲げる者である場合にあつては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額)

区分	金額
----	----

1・2 略	略	
3 1の項及び2の項に掲げる審査 細目のいずれをも免除される者		<u>13,150円</u>
4～8 略	略	

イ～エ 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの 1件につき14,600円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査 細目のいずれをも免除される者	<u>7,850円</u>
4～8 略	略

イ～エ 略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実

1・2 略	略	
3 1の項及び2の項に掲げる審査 細目のいずれをも免除される者		<u>13,500円</u>
4～8 略	略	

イ～エ 略

(40) 略

(41) 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 1件につき14,950円（次の表の左欄に掲げる者である場合にあっては、その額から、同表の右欄に定める額を減じた額）

区分	金額
1・2 略	略
3 1の項及び2の項に掲げる審査 細目のいずれをも免除される者	<u>8,200円</u>
4～8 略	略

イ～エ 略

(42) 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実

施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
<u>1</u> 準中型自動車免許に係る再試験 (1) <u>道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受けるとき。</u>	<u>1件につき4,650円</u>
(2) (1)以外のとき。	<u>1件につき2,000円</u>
<u>2</u> 略	略
<u>3</u> 略	略
<u>4</u> 略	略

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項	

施 次の表の左欄に掲げる再試験の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
<u>1</u> 略	略
<u>2</u> 略	略
<u>3</u> 略	略

(43)～(44) 略

(45) 道路交通法第108条の2第1項の規定に基づく講習の実施

次の表の左欄に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分	金額
1～3 略	略
4 道路交通法第108条の2第1項	

第4号に掲げる講習	
(1) <u>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係るもの（準中型自動車免許に係るものにあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）</u>	1時間につき <u>4,100円</u>
(2) <u>準中型自動車免許に係るもの（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）</u>	1時間につき <u>3,400円</u>
(3) 略	略
5～9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) <u>準中型自動車免許に係るもの</u>	1時間につき <u>2,150円</u>
(2) 略	略
(3) 略	略
(4) 略	略
(5) 略	略
11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ、 <u>第101条の4第2項又は第101条の7第4項</u>	

第4号に掲げる講習	
(1) <u>大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの</u>	1時間につき <u>4,650円</u>
(2) 略	略
5～9 略	略
10 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	
(1) 略	略
(2) 略	略
(3) 略	略
(4) 略	略
11 略	略
12 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（同法第97条の2第1項第3号イ又は <u>第101条の4第2項の規定により認知機能</u>	

の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの  
1件につき4,650円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの  
1件につき2,000円

13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの  
1件につき7,550円

ア 個人指導を含むもの  
1件につき4,650円

イ ア以外のもの  
1件につき2,000円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの  
1件につき4,300円

ア 個人指導を含むもの  
1件につき2,000円

イ ア以外のもの  
1件につき2,000円

14 道路交通法第108条の2第1項

検査の結果に基づいて行うものを除く。)

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの  
1件につき5,600円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの  
1件につき2,250円

13 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習(同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの  
1件につき5,200円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの  
1件につき2,250円

第12号に掲げる講習（同法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

(1) 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対するもの 1件につき5,650円

(2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 1件につき2,400円

15 略

略

16 略

略

17 略

略

(46)～(70) 略

2 略

14 略

略

15 略

略

16 略

略

(46)～(70) 略

2 略

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(限定準中型自動車免許に係る経過措置)

2 道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条第2号の規定により運転することができる準中型自動車は改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「旧法」という。）第3条の普通自動車に相当するものに限定されている準中型自動車免許とみなされる旧法第84条第3項の普通自動車免許に係る道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験及び同法第108条の2第1項第10号に掲げる講習に係る手数料については、改正後の鳥取県警察手数料条例（以下「新条例」という。）第2条第1項第42号及び第45号の表の10の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（高齢者講習に係る経過措置）

3 免許証の有効期間が満了する日（道路交通法第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にとっては当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であって、当該日が平成29年9月12日前であるものに対する同法第101条の4第1項の規定により行われる同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習に係る手数料については、新条例第2条第1項第45号の表の12の項及び13の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。